

新潟市こども未来部に置く係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）

に定めるこども未来部に置く係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定するこども未来部に置く係の分掌事務は、次のとおりとする。

こども政策課

企画管理グループ

- (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援に関する総合的な施策の企画及び調整に関する事項
- (4) 子ども・子育て会議に関する事項
- (5) 地域や民間事業者等と連携した子ども・子育て支援に関する事項
- (6) 出会い・結婚支援に関する事項
- (7) 子どもの権利の推進に関する事項
- (8) 子どもの貧困に関する事項（こども家庭課及び福祉部の所管するものを除く。）
- (9) ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
- (10) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

助成給付グループ

- (1) 児童手当及び児童扶養手当に係る事務の総括に関する事項
- (2) 妊産婦医療費，こども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務の総括に関する事項
- (3) 母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る事務の総括

その他ひとり親家庭等の支援に係る事務の総括に関する事項

育成支援グループ

- (1) 放課後児童健全育成に関する事項
- (2) 私学振興に関する事項（保育課の所管するものを除く。）
- (3) 児童厚生施設等の総括に関する事項
- (4) こども創造センターに関する事項

こども家庭課

こども家庭支援グループ

- (1) 子どもに関する相談の総括に関する事項
- (2) こども家庭センターの総括に関する事項
- (3) 児童虐待防止対策及び要保護児童等対策の総括に関する事項
- (4) 児童福祉施設の施設整備及び認可に関する事項（こども政策課，幼保運営課及び福祉部障がい福祉課の所管するものを除く。）
- (5) 乳児院及び母子生活支援施設の管理及び運営に関する事項
- (6) 母子生活支援施設及び助産施設の入所等に係る事務の総括に関する事項
- (7) 児童発達支援センターの庶務に関する事項

母子保健グループ

- (1) 母子保健の総括に関する事項
- (2) 療育医療に関する事項
- (3) 養育医療に関する事項
- (4) 自立支援医療（育成医療に限る。）に関する事項
- (5) 小児慢性特定疾病に関する事項
- (6) 不育不妊治療等に関する事項
- (7) 先天性代謝異常等の検査に関する事項

- (8) 児童の発達支援に関する事項（医師による発達相談に関する事項に限り，
区役所の所管するものを除く。）

幼保運営課

配置適正化グループ

- (1) 幼児教育・保育施策の総合調整に関する事項（教育委員会の所管するものを除く。）
- (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業（市立幼稚園を除く。以下「保育園等」という。）の適正配置に関する事項
- (3) 私立保育園等の施設整備に関する事項（新潟県の所管するものを除く。）
- (4) 保育園等の認可、認定及び確認に関する事項（新潟県の所管するものを除く。）

認定・入園調整グループ

- (1) 子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の総括に関する事項
- (2) 保育園等の利用等の総括に関する事項
- (3) 利用者支援事業に関する事項

給付・収納・政策グループ

- (1) 保育園等の運営指導に関する事項
- (2) 保育料等の利用者負担額の決定及び通知並びに徴収の総括に関する事項
- (3) 私立保育園等への給付及び助成に関する事項
- (4) 一時預かり事業に関する事項（区役所の所管するものを除く。）
- (5) 延長保育事業に関する事項
- (6) 休日保育に関する事項
- (7) 子ども・子育て支援システムの運用管理に関する事項

幼保支援課

幼児教育・保育グループ

- (1) 保育園等の保育指導の総括に関する事項
- (2) 保育園等の職員研修の総括に関する事項
- (3) 新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関する事項
- (4) 認可外保育施設に関する事項
- (5) 保育園等の保育人材の確保に関する事項
- (6) 支援を要する児童の保育園等への受入れに係る調整に関する事項
- (7) 幼児教育・保育関係団体との連絡調整に関する事項

保健・給食グループ

- (1) 保育園等に係る保健衛生の総括に関する事項
- (2) 保育園等に係る給食の計画、管理及び指導（北区役所、秋葉区役所及び南区役所の所管するものを除く。）並びに給食業務の総括に関する事項
- (3) 医療的ケア児の保育園等への受入れ支援に関する事項

市立園・地域支援グループ

- (1) 市立保育園及び市立認定こども園の管理及び運営に係る関係部署との調整に関する事項
- (2) 地域子育て支援センターに関する事項（区役所の所管するものを除く。）
- (3) 病児・病後児保育事業に関する事項

（機関の分掌事務）

第3条 規則第14条に規定するこども未来部の管理の下に設置する機関に置く係の分掌事務は、次のとおりとする。

児童相談所家庭支援課

管理係

(1) 児童相談所の事務事業の総合調整に関する事項

(2) 児童相談所の予算及び決算の総括に関する事項

(3) 里親制度に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(4) 他の係の所管に属さない事項

家庭支援第1係

(1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(3) 児童の措置に関する事項

(4) 児童相談に関する研究、研修等に関する事項

(5) 児童相談に関する調査統計に関する事項

(6) 措置費用の徴収に関する事項

家庭支援第2係

(1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(3) 児童の措置に関する事項

(4) 児童相談に関する研究、研修等に関する事項

(5) 児童相談に関する調査統計に関する事項

(6) 措置費用の徴収に関する事項

家庭支援第3係

(1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

(3) 児童の措置に関する事項

- (4) 児童相談に関する研究，研修等に関する事項
- (5) 児童相談に関する調査統計に関する事項
- (6) 措置費用の徴収に関する事項
- (7) 区役所への支援に関する事項
- (8) 施設入所等措置解除者への支援に関する事項

家庭支援第4係

- (1) 児童に関する相談のうち，専門的な知識や技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (3) 児童の措置に関する事項
- (4) 児童相談に関する研究，研修等に関する事項
- (5) 児童相談に関する調査統計に関する事項
- (6) 措置費用の徴収に関する事項

虐待対策第1係

- (1) 児童に関する相談のうち，専門的な知識や技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (3) 児童虐待の対応に関する事項

虐待対策第2係

- (1) 児童に関する相談のうち，専門的な知識や技術を必要とするものに関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）
- (3) 児童虐待の対応に関する事項

虐待対策第3係

- (1) 児童に関する相談のうち，専門的な知識や技術を必要とするものに関する

事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（２） 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（３） 児童虐待の対応に関する事項

児童相談所こども相談課

相談受理グループ

（１） 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに関する
事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（２） 児童等についての調査並びに医学的及び社会学的判定に関する事項

（３） 児童の精神医学的治療に関する事項

（４） 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（５） 療育手帳の判定に関する事項

（６） 障がい児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証の交付に関する事項

（７） 障がい児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関する事項

判定グループ

（１） 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに関する
事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（２） 児童等についての医学的及び心理学的判定に関する事項

（３） 児童の心理学的及び精神医学的治療に関する事項

（４） 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（５） 療育手帳の判定に関する事項

一時保護室

（１） 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに関する
事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（２） 児童等の援助に関する事項（他の係の所管に属するものを除く。）

（３） 児童の一時保護に関する事項

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。